

恵庭市PPPに関する基本方針の改定について（概要説明）

改定について

当市においては、PPPに関する市内意識の醸成のため平成28年3月に「恵庭市PPPに関する基本方針」を策定したところですが、その後もPPP推進の情勢や基本的な考えは多様な広がりを見せています。

今後の更なるPPP推進のため、新たに示された国の動向や当市の状況に合わせて「恵庭市PPPに関する基本方針」を改定し更なる取組みの強化を図ります。

内閣府：(平成29年改定版) PPP/PFI推進アクションプラン

- コンセッション事業の推進
- 公的不動産における官民連携の推進
- 実行性の有る優先的検討の推進
- 地域のPPP/PFIの強化
 - ・民間提案の積極的活用
 - ・地域プラットフォームを通じた案件形成の推進

恵庭市の状況

- 緑と語らいの広場複合施設「えにあす」整備事業の先行実施
- 指定管理者制度の検証
- 公共施設等総合管理計画 実施計画
(第1次プログラム前期5カ年) 策定

改定のポイント

- 新たなPPP手法へのステップアップ促進
- PPPに対しての考えを広げるため「公的不動産有効利活用」関連事項を追加
- 着実かつ実効性のある検討を促進するための検討方法を導入（優先的検討プロセス）
- 積極的に民間のアイデアを取り入れていくための体制検討

方針の概要（改定版 5ページ） ※下線部について現行より改定

改定版の概要

1. 民間活力を活用した事業実施の検討と職員の意識向上

民間等が有するノウハウや専門知識等を活用できる事業について、積極的に事業化の検討を行うとともに職員のPPPに対する意識向上を図りながら、共通事業の統一化など、既存の枠組みにとらわれず住民満足度の向上を目指した発展的な事業化の検討を行う。

2. 適切なPPP手法の選択による公共施設等総合管理計画の推進

PPP事業化においては、住民サービスの提供を持続可能とするため公共施設等総合管理計画の整備方針に基づく施設の統廃合を基本とし、所有面積を増やさないとする。このことから、公共施設等の新たな整備や更新・維持管理については、多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討する。

3. 地域課題の解決を目的とした官民連携の仕組みづくり

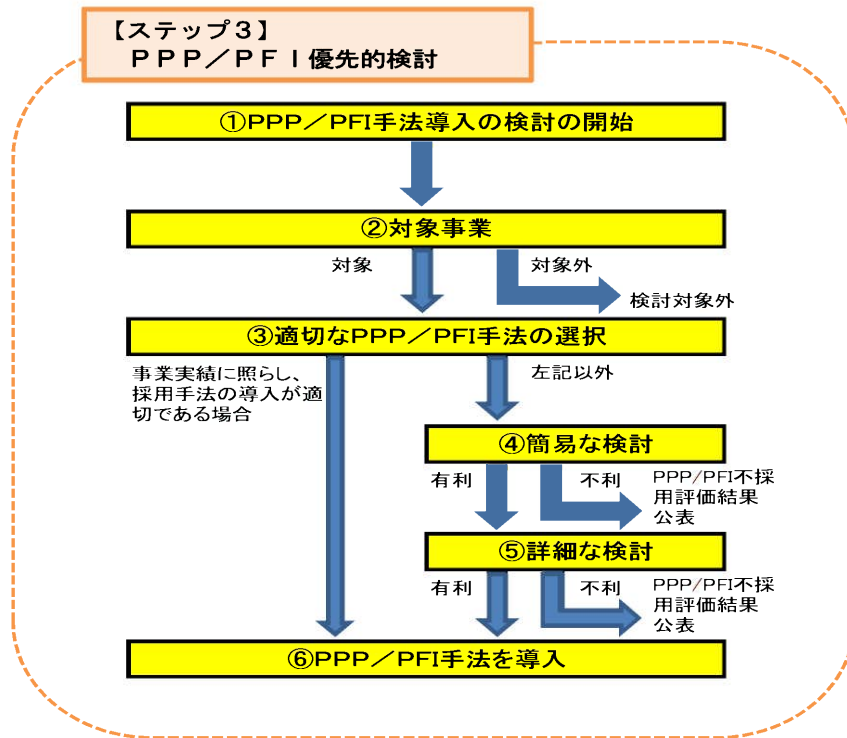
今日的な行政課題や地域課題の解決に向けて、民間事業者が持つアイデアやノウハウ、資源などを活用した事業提案募集制度や地域プラットフォームの形成などの官民連携の仕組みづくりを検討する。

PPPの各種対応方針（改定版 6～10ページ）

- 指定管理者制度導入施設など既存PPPはコンセッション事業（公共施設等運営権制度）や収益事業の可能性検討
- 公的不動産有効利活用の追加
- アウトソーシングについては事業の大括り化による包括的民間委託の可能性検討

検討の方法 優先的検討の導入（改定版 11～14ページ）

公共施設等の新たな整備や更新・維持管理においては、国で示す下記の PPP/PFI 優先的検討のプロセスにより検討を進めることとします。（ステップ3の追加）



官民連携の環境整備（改定版 15ページ）

民間の参画をさらに広げていくため官民連携の環境整備における下記の点について検討を進めていきます。

- ①提案募集体制の構築
 - ・事業発案から民間からのアイデア受付による事業化検討
- ②地域プラットフォームの形成
 - ・産官学金が集まりオープンな対話によるノウハウ習得と案件形成